

第4回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

会議の名称	東大阪市廃棄物減量等推進審議会		
事務局	環境部		
開催日時	平成30年1月24日(水) 午前10時から午前11時		
開催場所	東大阪市役所本庁舎11階会議室		
出席者	<出席委員：11名> (委員) 小幡会長、内海副会長、石川委員、吉川委員、岩浅委員、 福本委員、住山委員、村田委員、渡部委員、栗本委員、森 委員		
	<欠席委員：2名> (委員) 岡本委員、大浦委員		
	<事務局> 木下環境部長、千頭環境部次長、塚脇環境部次長、 飯田循環社会推進課長、生田環境事業課長、川口循環社会推進 課総括主幹、伊藤循環社会推進課主任、高部循環社会推進課係 員		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0名
概要	<前段> 1. 部長あいさつ 2. 資料確認 <会議> 1. 資源物等の持ち去り対策について(答申案) 2. その他		
内容	別紙のとおり		
その他	答申手交式開催予定 平成30年2月19日(月)		

内 容

<前段>

1. 部長あいさつ
2. 資料確認

<会議>

1. 資源物等の持ち去り対策について（答申案）について
会長から「資源物等の持ち去り対策について（答申案）」について事務局へ説明を求められ、事務局が「資料1-1」「資料1-2」を用いて説明

（事務局から案件説明）

会長：ありがとうございます。この案について、何かございますか。

A委員：これで結構だと思いますが、資料1-1の2点目について「資源」の定義がないため」とありますが、これは書かない方が良いと思います。

事務局：先に資源の定義を考えるべきだということもありますが、こちらについては削らせていただいて資料として保管したいと思います。

会長：「資源の定義がないため」という文言は外す方向でお願いします。

B委員：資料1-1の3点目および資料1-3のP3「持ち去り行為に対する広報・啓発等」についてですが、今回は意思表示シートを作成してお持ちしました。私自身の地域では子供会での集団回収や大型ごみの排出時に利用しています。持ち去り現場を目撃したため「委託された業者ですか？」と問いかけたところ、猛スピードで逃げてしまいました。シートを作成した結果、持ち去りが減少したように思います。
他にも英語や中国語などの多言語表記の看板やネットをかけるなどの対策を回覧板で回すことで持ち去りをしなくなると思います。

会長：ありがとうございます。持ち去り対策の具体案について既にB委員が取り組まれていることをご紹介いただきました。

C委員：私の町会では業者さんにトラックの両横に東花園の回収車だという表示をしていただいています。ステーションで一番狙われるのは新聞なので、何か対策を打たないと駄目だと思います。

会長：C委員の地域でも対策を取られているということでした。具体的な対策については答申が出来た後に考えていかれると思います。他に無いようであればこれで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会長：ありがとうございます。それではこれで決定ということで市長に答申していきたいと思います。

2. その他について

会長から「その他について」事務局へ説明を求められ、事務局が「参考資料1」を用いて説明

会長：ありがとうございます。今年の8月1日から大型ごみが有料化になるということで概要をご説明いただきました。何かご意見はございますでしょうか。

D委員：私の地域でも少しずつ有料化については認識されてきています。販売店についてはいつ頃確定するのですか。

事務局：6月15日号の市政だよりに折込みチラシを入れて市民に周知する予定です。

E委員：若い方がいらっしゃるマンションは自治会に入っていない方も多く、市政だよりに読んでいない方が多くいると思います。
また、近所では有料化に向けて駆け込みで排出しようとする動きもありますが、一時的に大型ごみが増えたときに市として大丈夫なのでしょうか。
あと、高齢者への支援体制は整っているのでしょうか。

会長：有料化直前に様々な問題が起こりそうですが、市として何か対策はございますか。

事務局：駆け込み排出の件について、現在は西部環境事業所で10班体制で収集していますが、増班と土曜日の収集も考えています。

F委員：シールの販売ですが、家の近くに販売店はあるのでしょうか。

高齢者にとって負担にならないようきめ細かく置いていただければと思います。

会長：現時点で市からお答えできることがあればお願いします。

事務局：委員のおっしゃるとおり、高齢者の方であれば不安なことも様々出てくると
思います。市といたしましても遠いところまで購入に足を運んでいただくことは避けたいと考えており、なるべく高齢者の行動範囲内での販売を考えさせていただきます。

F委員：家庭ごみについては高齢者の方で申し込めば、玄関のごみを取ってくれるサービスもあります。処理券については例えば足の不自由な方がいらっしゃったら郵送等きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

事務局：地域の方々との連携も含めて考えさせていただきます。

会長：他に何かございませんか。

E委員：不法投棄が増えるのではないのでしょうか。

事務局：不法投棄については認識しており、美化推進課が担当しておりますが、体制の強化も考えております。

D委員：不法投棄については私の地域でも散見されますが、地域班という組織がありましてそちらに連絡するとすぐに対応していただけるので助かっています。

会長：地域班とはどんな組織ですか。

G委員：環境事業所の組織で、高齢者の方や地域のごみ問題について、一步踏み込んだ活動をしていただいています。昨年か一昨年に発足しました。某市や某県と比較すると本市では末端の職員が地域にも来られますし、非常に前向きに取り組んでいただいていると思います。

D委員：北部環境事業所の職員で、地域によって担当者が整備されています。

小幡会長：そういった組織を広報されて活用されたらと思います。他に何かございませんか。

B委員：8月1日の実施に向けてかなりの混乱が予想されますが、市民によく理解し

でもらって協力してもらわなければいけないと思います。

排出量に応じた負担の公平化ですが、もう少し付け加えていただく必要があると思います。公平化を分かりやすくいうならば、ごみを減らす努力している人は負担が少なく、何も考えずに行動していない人はそれなりに負担してもらうということです。分かりやすい言葉で書いていただくと理解もしてもらえるとと思います。

会長：市政だよりはこれでおしまいですか。

事務局：先ほど申し上げましたが、6月15日号で大きく周知させていただきます。

会長：今のご意見を踏まえて公平性といった言葉については分かりやすい表現に工夫していただくようお願いします。他にご意見ございませんか。

C委員：実施間に市政だよりもう一度掲載してほしいです。期間が空くとお年寄りには忘れてたりします。

会長：それは可能ですか。

事務局：さきほど市政だよりも申し上げましたが、「ごみの分け方・出し方」という冊子を毎年4月に配布しています。そちらに大型ごみが8月から有料化になる旨も掲載する予定です。直前の掲載についても検討させていただきます。

会長：4月に配布する「ごみの分け方・出し方」という冊子にも掲載される予定で、他に方法があれば是非検討したいとのことですが

D委員：冊子への掲載は分かりにくいので、できたらチラシを全戸配布していただけたらと思います。

事務局：先ほども申し上げましたが、6月15日号の市政だよりも有料化の流れと申し込み方法等につきまして、一枚ものの折込みチラシを入れさせていただく予定です。

E委員：全戸配布と言いますが、自治会加入未加入問わず配布しないと全戸配布ではないと思います。

会長：全庁的な話になると思いますが、市民に広報する上での対応方法について何かありますか。

事務局：現在でもワンルーム等で分別について指導をしたり、ポスティングをしたり、調べられる範囲で持ち主さんとお話しをすることもあります。
先ほどお話に出た地域班では、地域の実態について把握している部分もあるので、個別で対応することも含めて検討させていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。他に何かございますか。

G委員：何年か前から市長も協働のまちづくりということをおっしゃっていますが、住民も前向きな姿勢を見せるということが重要ではないでしょうか。私は単位自治会の会長ですが、この件については既に回覧で周知しました。全戸配布についてですが、自治会未加入者分も含めて文書配布料をいただいています。自治会加入者だけにしか配布しないという問題については地域で変えていくべきだと思います。

会長：貴重なご意見ありがとうございました。
他に何かご意見、ご質問はございませんか。

(特に意見なし)

以上